

災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と有限会社シーエスエスサービス（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、仮設トイレ設置業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、仮設トイレ設置業務のため、乙の所有する仮設トイレによる設置が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし文書を持って要請するものとする。ただし、文書をもつて要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出する。

- (1) 応援を必要とする簡易トイレ（汲み取り式）の個数、場所（地図添付）及び期間
- (2) 現場責任者
- (3) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の要請する期間、仮設トイレ（汲み取り式）を甲に貸与すること。
- (2) 乙は、甲の要請に基づき、乙の所有する仮設トイレ（汲み取り式）を甲の指定する場所に設置すること。
- (3) 乙は、甲に貸与していた仮設トイレ（汲み取り式）の要請期間または必要がなくなったときの撤収。
- (4) 乙は、甲から第1条の規定により仮設トイレ設置の応援要請があったときは、当該期間中の仮設トイレについてのメンテナンス及び汚物の回収を行うこと。

（協 力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により仮設トイレ設置の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、仮設トイレ（汲み取り式）を甲に提供し、第2条各号に規定する仮設トイレ設置業務等の応援を行うものとする。

応 援 業 務	報 告 事 項	報 告 時 期
第2条第1号	仮設トイレ設置個数（汲み取り式） 設置場所及び設置日時	仮設トイレ設置 終了後
第2条第3号	仮設トイレ撤収個数（汲み取り式） 撤収場所及び撤収日時	仮設トイレ撤収後
第2条第4号	交換品等メンテナンス及び汚物回収に要した費用	指定する日

（経費の負担）

第4条 1 第2条第1号から第4号に規定する業務に要する費用は、甲が負担する。
2 前項に規定により、甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補 償）

第5条 この協定に基づいて業務に従事したものが、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部組織の中から本部長が指名する者、乙においては事業部長とする。

（費用等の請求）

第7条 乙は、第4条に規定する経費の請求については、第3条の報告書に基づき請求するものとする。

（支払い）

第8条 甲は、前条の規定により費用等の請求が合ったときは、その内容を審査し適當であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成17年1月28日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の決定）

第10条 この協定の各項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年1月28日

甲 東御市県281番地2

東御市長

土屋哲男

長野県
東御市
長之印

乙 上田市諏訪町1094番地3
有限会社シーエスエスサービス

代表取締役

西川丈夫

長野県
上田市
西川丈夫
印